

企画競争の実施（「生活に密着したウォーキング普及事業」実施業務）について、下記のとおり告示する。

令和 2 年(2020 年) 4 月 20 日

札幌市長 秋元 克広



記

1 契約担当部局

〒065-0010 札幌市東区北 10 条東 7 丁目東保健センター
札幌市東区保健福祉部健康・子ども課
電話：011-711-3211 FAX：011-711-3217

2 契約に関する事項

(1) 役務の名称：

「生活に密着したウォーキング普及事業」実施業務

(2) 調達案件の仕様書等：札幌市公式ホームページ上にて掲載

(3) 履行期間：契約締結日から令和 3 年 3 月 31 日（水）

(4) 契約に至るまでの方法：公募型企画競争（プロポーザル方式）にて行う

ア 参加者の公募（別途様式 参加意向申出書等の提出による）

イ 参加者資格の審査（参加意向申出書等に基づく審査の実施）

ウ 書類審査の実施（企画提案書提出者が 6 者以内の場合省略）

エ ヒアリング審査の実施

オ 「生活に密着したウォーキング普及事業」企画競争実施委員会による審査

カ 上記オの審査により 1 者を契約候補者として選定

キ 契約候補者と札幌市との協議を通じて、委託契約を締結

※ 当該企画競争の応募方法及び提出書類の詳細については、企画提案説明書（札幌市公式ホームページ上にて掲載）による。

3 参加資格

(1) 札幌市内に本社又は営業所等の拠点をもつ事業者であること。

(2) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当しないこと。

(3) 企画提案方式による応募を行なう時点で、札幌市競争入札参加資格者名簿（物品・役務）において、業種が大分類「役務（一般サービス業）」、中分類「情報サービス、研究・調査企画サービス業」に登録されている者であること。

(4) 企画提案書類の提出期限において、札幌市競争入札参加停止等措置要領の規定に基づく参加停止の措置を受けていないこと。

(5) 札幌市契約規則に基づく契約者としての不適格要件に該当しない者

(6) 札幌市税並びに消費税及び地方消費税を滞納していない者

(7) 会社更生法による更正手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法による再生手続開始の申立てがなされている者（手続開始の決定後の者は除く。）等経営状態が著しく不健全な者でないこと。

(8) 事業協同組合等の組合がこの入札に参加する場合は、当該組合等の構成員が、構成員単独での入札参加を希望していないこと。

(9) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第 2 条第 2 号に規定する暴力団その他反社会的団体である者又はそれらの構成員が行なう活動への関与が認められる者でないこと。

(10) 政治団体（政治資金規正法第 3 条の規定によるもの）に該当しない者

(11) 宗教団体（宗教法人法第 2 条の規定によるもの）に該当しない者

(12) 応募を行う時点において、法令に違反する恐れがないと認められる者

(13) 過去 3 年（平成 29 年 4 月以降）の間に、官公庁との間で研究事業の構築及び調査業務又はそれに準ずる業務の契約実績があること。

4 企画提案書等の提出方法

- (1) 提出方法：持参又は郵送によること（企画提案説明書による）
- (2) 提出先：上記1 契約担当部局
- (3) 提出期限：
参加意向申出書（直接持参）：令和2年4月28日（火）17：00【必着】
企画提案書等（持参または郵送）：令和2年5月8日（金）17：00【必着】

5 提案説明書の交付方法

令和2年4月20日より、下記札幌市公式ホームページにて公開する。

- ・ホームページアドレス：

<http://www.city.sapporo.jp/higashi/keiyaku/koubokikakukyousou20200420.html>

以上